



あなたが所有または管理されている 「空き家」は適正に管理されていますか？

☎/開発建築課 ☎423-3854

管理が不十分で老朽化が進んでいる空き家は、公衆衛生の悪化、治安の悪化、景観の阻害など、近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があります。建物を適正に維持管理することは、所有者等の責務です。

空き家のワンストップ無料相談窓口(事前予約制)をご利用ください

市では、関係団体と協定を締結し、空き家に関する無料相談を行っています。
相談は事前予約制となりますので、次の相談窓口まで電話で予約してください。

対象／市内に空き家を所有または管理している方

相談窓口／

- ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部 ☎468-1717
受付時間／午前10時～午後4時(水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く)
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会県南支部 ☎461-4507
受付時間／午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く)
- ・一般社団法人日本空家対策協議会 ☎042-453-8000
受付時間／午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く)

令和3年4月から朝霞市空き家バンク制度を始めました

■空き家バンクとは？

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」利用希望者のマッチングを行う制度です。

「実家を相続したが、維持管理に困っている」「古い空き家だから、処分したい」など、空き家を「売りたい・貸したい」方は、ぜひ、空き家バンクをご利用ください。また、空き家を「買いたい・借りたい」と考えている方は利用登録が必要となります。お気軽にお問い合わせください。

交渉・契約は、市と協定を締結した専門家「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部」の会員である宅建業者が、当事者間の媒介を行います。

※市は、交渉・契約等に直接関与することはありません。

※近隣に管理不全の空き家があつてお困りの方は、開発建築課までご相談ください。

■制度概要(イメージ)

